破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第４５２号
神奈川県伊勢原市板戸564番地の15　ヴィラハピネＤ
破産者　中山　大高
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第９号
山口県萩市大字椿東5070番地41
破産者　青木　賢次
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２８年（フ）第１００号
埼玉県児玉郡上里町大字長浜935番地８
破産者　下田　利也
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第５０１号
静岡市清水区西高町７番４号
破産者　宮崎　正章
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６６号
福岡県久留米市上津町2192番地908　メゾンカレッジ102号、前住所福岡県柳川市吉富町177番地１　市営住宅吉富団地125号
破産者　古賀　基文
1　決定年月日　平成28年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２３７号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡１丁目２番１―407号
破産者　前澤　康弘
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３２０号
埼玉県富士見市針ケ谷２―32―14―301、住民票上の住所埼玉県新座市野火止３丁目11番29号
破産者　木村　　剛
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３５６号
埼玉県入間市東藤沢１丁目15番19号
破産者　近棟　　泉
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３２８号
神奈川県厚木市上依知1396番地16　メゾンヤマシタ104
破産者　曽我　和典
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３５８号
神奈川県厚木市上依知1396番地16　メゾンヤマシタ104
破産者　曽我　義一
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２３２号
相模原市中央区宮下本町３丁目１番19号　ベルコート２　302
破産者　木村　　天
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３１９号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目47番19―401号　コリーナ33
破産者　木戸　充明
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３６９号
神奈川県座間市さがみ野２丁目２番35号　プリンスハウス101号
破産者　中村　敏也
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１９号
名古屋市守山区喜多山１丁目10番４号、開始決定時の住所岐阜県海津市海津町高須454番地１
破産者　川瀬ひとみ
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
神奈川県川崎市麻生区百合丘２丁目19番地19、前住所岐阜県大垣市藤江町６丁目22番地
破産者　西脇　辰男
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２７年（フ）第５９７号
名古屋市西区庄内通４丁目19番地　フォレスト庄内通３Ｄ号、従前の住所名古屋市北区楠５丁目513番地の１　ライオンズマンション楠504号
破産者　井上食品こと井上商店こと　井上　博幸
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３８６号
名古屋市中川区万場５丁目2413番地　ハイツM102号、開始決定時の住所愛知県海部郡大治町大字八ツ屋字東田面57番地　丸進運輸株式会社内
破産者　中丸　三郎
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０２５号
名古屋市中村区中村町４丁目111番地
破産者　坂本　富男
1　決定年月日　平成28年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部